

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 規程整備の状況

- ①有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度 有
- ②有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 有

3. 一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と仮定生活との両立に関する状況の分析の概況

- ①育児休業等の取得の状況に関する状況把握・分析の実施 済
- ②労働時間の状況に関する状況把握・分析の実施 済

4. 達成しようとする目標の内容（数値目標で代表的なもののみを記載）

- ①育児休業等の取得の状況に関する目標の内容
対象となる男性労働者の育児休業取得率 10%
- ②労働時間の状況に関する目標の内容
対象となる男性労働者の時間外労働時間の50%削減

5. 次世代育成支援対策の内容

1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保に係る制度の労働者に対する周知や情報提供及び相談体制の整備、配偶者が流産・死産（人口妊娠中絶を含む。）した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備の実施

キ こどもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

(ア) 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限

(イ) 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度

(ウ) フレックスタイム制

(エ) 始業・就業時刻の繰上又は繰下げの制度

(オ) 在宅勤務等

シ 子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮

ソ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等

イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

(5) 若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業

訓練の実施

6. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定申請をする予定 未定
7. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定の申請をする予定 未定